

令和 2 年 6 月 6 日
兵庫県立芸術文化センター
(令和 2 年 7 月 16 日改定)
(令和 2 年 11 月 5 日改定)
(令和 2 年 11 月 25 日改定)
(令和 3 年 10 月 23 日改定)
(令和 4 年 11 月 8 日改定)

兵庫県立芸術文化センター新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針（兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」を踏まえ、兵庫県立芸術文化センター（以下「センター」という。）における新型コロナウイルス感染症予防対策として実施すべき事項を整理したものである。

本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、業種別ガイドラインの改定、新型コロナウイルス感染の地域の動向や専門家の知見、施設の利用者等の意見等を踏まえ、必要に応じて適宜改定を行うものとする。

1 感染防止のための基本的な考え方

センターでは、地域の感染状況を踏まえ、兵庫県が示す対処方針等に基づき、施設の規模や特性、事業の規模や内容等を踏まえ、来場者、公演関係者、従事者（財団職員、業務委託先の職員含む）の新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、相互に連携しつつ、役割を分担し、必要となる措置を効果的に講じる。

感染を拡大させるリスクが高い3つの条件について、施設や事業の特性を理解し、本ガイドラインを踏まえた適切な対応を講じることにより、各箇所において「密」の条件が重なる環境の発生を防止し、感染リスクを軽減する。

- ・密閉空間（換気状況により密閉空間になりえる）
- ・密集場所（多くの人々が密集する場所がある）
- ・密接場面（近距離での長時間の会話や大声での発声が行われる場所がある）

2 リスク評価

センターでは、「(1)接触感染」「(2)飛沫感染」のそれぞれについて、来場者、公演関係者及び従事者の動線や接触等を考慮しリスク評価する。加えて、大規模な人数の移動が想定される事業について、「(3)集客施設」「(4)地域」における感染状況のリスク評価を行うものとする。その際、兵庫県が示す対処方針等及び(3)(4)のリスク評価に基づいて事業の実施可否を判断する。事業を中止または延期する判断に至った場合は、速やかにチケット購入者や来場者に対してその旨を告知する。

また、貸館などの公演主催者に対しても、当該リスク評価に基づく判断を要請する。

(1) 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品や不特定多数が頻繁に触れる場所を特定し、接触頻度を評価する。

(2) 飛沫感染、エアロゾル（マイクロ飛沫）感染のリスク評価

施設内各所における換気状況、公演の態様と人と人との距離や位置、方向等を踏まえ、施設内で公演関係者、来場者、従事者相互または各間において、舞台上の発声、対面での長時間の会話、大声での呼びかけ、マスクを外す可能性が頻発する状況を評価する。

(3) 集客施設としてのリスク評価

大規模な人数の移動、施設内での入退場時に長時間滞留せず一定程度の距離が確保できるか等について、公演内容や実績等に基づき評価する。

(4) 地域における感染状況のリスク評価

地域での感染状況や医療環境を踏まえた施設管理への影響を評価する。

3 すべての主体に共通して求める基本的感染防止策

センターは公演主催者と協力・連携し、施設や公演に関わるすべての主体に対し、以下の対策を周知し必要な措置を講ずる。また、センター及び公演主催者は、本ガイドライン等に従った取組を行う旨、HP等で公表する。

なお、以下の全ての感染防止策は、ワクチン接種の有無や回数に関わらず共通の取扱いとする。

- ・必要回数のワクチン接種の推奨
- ・施設内でのマスク着用（不織布マスクを推奨し、鼻にフィットさせたしっかりとした着用を徹底。マウスシールドなど飛沫遮断効果の劣る用具による代替は不可）
- ・手指の消毒や手洗いの励行
- ・大声を出さないこと、咳エチケットの励行
- ・人と人との距離（間隔）の確保
- ・常時換気の徹底
- ・飲食用に感染防止対策を行った場所以外での飲食の制限（ペットボトル等を除く）
- ・検温の励行
- ・下記に該当する者の自宅待機

発熱、咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等の有症状者、または陽性と判断された者との濃厚接触がある場合

※濃厚接触者（以下のいずれかに該当する者）

- ・陽性者と同居している。
- ・陽性者と手が触れることのできる距離（目安として1m）で、どちらか一方でもマスクを着用せず（鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態も含む）、15分以上の会話をした者

4 施設管理者として行う感染防止策

(1) 来館者への周知・広報

本ガイドラインに沿った対策について、ホームページや紙媒体に掲載し、来館者等に事前に広報・周知する。

- ・発熱時（37.5度以上または平熱に比べて1度以上高い場合）や咳・喉の痛み等体調不良時は来館を控えていただく。
- ・施設内でのマスク着用
- ・施設内での会話の抑制、咳エチケットの励行

- ・入館時の手指消毒や手洗いの励行
- ・施設内での人と人との距離（間隔）の確保

(2) 従事者に関する対策

- ・日々、十分な栄養と睡眠を取り健康管理に努めるよう周知する。
- ・日常生活において、感染リスクの高い場所への出入りは控えるよう周知する。
- ・在宅勤務や時差出勤など、ジョブローテーションを工夫するほか、遠隔会議システムも活用するなど、従事者間の距離の確保に努める。
- ・執務室・会議室等においては、席配置を工夫するほか、空調設備の常時稼働、扇風機やサーキュレーター等も活用した自然換気を行う。また、必要に応じて二酸化炭素モニター（概ね基準 1,000ppm）も活用する。
- ・事務用品の共用を避けるとともに、必要箇所に手指消毒液を設置する。
- ・作業着のこまめな洗濯を行う。
- ・公演に直接関与しない従事者は、公演会場への出入りや公演関係者との接触は控える。
- ・必要な回数のワクチン接種を推奨するとともに、接種時や副反応時の職務専念義務免除等の環境整備を行う。また、未接種者への接種の強制や不利益が生じないよう配慮する。
- ・本ガイドラインの周知徹底
- ・体調不良等を訴える者や、濃厚接触が疑われる者に対しては、積極的に抗原定性検査やPCR検査を行う。

(3) 施設内での対策

ア 接触感染防止策

- ・不特定多数が触れやすい場所について公演等の施設利用の入れ替え毎など適宜消毒
- ・施設の出入口や共用部分（トイレ等）の必要箇所に手指消毒液を設置
- ・クロークについては、取扱者の不織布マスクの着用や手指消毒のほか、換気のためのサーキュレーターの設置などの必要な対策を講じた上で運用する。
- ・ひざ掛けやキッズクッションは、必要な消毒を行った上で貸し出しを行う。
- ・託児サービスの実施は公演毎に検討し、実施する場合はマスクの着用、消毒、換気を実施
- ・給水機は押し釦式であるため、各給水機の横に消毒液を設置

イ 飛沫感染防止策

- ・施設内では、人と人との距離（間隔）を確保するとともに、長時間の会話を控える様周知
- ・来館者に正しいマスク着用を促すよう掲示等で周知。ワクチン接種の有無に関わらず、未着用来館者に対しては購入等による着用を促す。なお、病気や障害特性によりマスクの着用等が困難な来館者に対しては、可能であれば座席移動を促すなど配慮する。一方で、特段の理由なく、マスク着用の指示に従わない場合は、入場を拒む等の対応を行う。
- ・就学前の子ども（乳幼児を含む）のマスク着用については、国の対処方針を基本としつつ、公演毎に判断する。
- ・ブラボー等の大声での声援は行わず、拍手のみとしていただくよう周知
- ・入退場時、総合カウンター、ショップ等において、一定の間隔を空けた整列に

ついて掲示等で周知

- ・段階的な入場及び公演終了後の時間差退場の呼びかけ
- ・必要に応じ、一方通行や出入口の制限を検討
- ・窓口では、スタッフと利用者間に一定の距離を設け、必要に応じて間仕切りを設置する。

ウ エアロゾル（マイクロ飛沫）感染防止策

- ・空調設備の定期点検を行い、可能な限りの換気量を確保
- ・設備の適切な運用により、効果的な循環・換気を確保
- ・空調装置の常時稼働に加え、各所の扉や窓の開放等による自然換気も実施

(4) その他、施設内での感染防止策

ア 総合カウンター、ショップ、飲食施設等

- ・混雑時は必要に応じ入場制限を実施
- ・入口に消毒液を設置
- ・ビュッフェにおいては、利用者・スタッフのマスク着用を徹底し、飲食時にマスクを外す場合は会話を控えるよう周知。また、一定の間隔を確保するため席配置を工夫するとともに、カウンターやテーブルへのアクリル板やサーキュレーター等の設置などの対策を行う。加えて、外食業のガイドラインも参照。

イ 清掃・ゴミの廃棄

- ・従事者はマスクや手袋の着用を徹底し、作業後は手洗い・消毒を実施

5 公演主催者に協力を求める感染防止策

公演主催者は、本ガイドラインのほか、各公演ジャンルの統括団体等のガイドラインも参照し、必要な措置を講じる。センターは、公演主催者が必要な措置を講じるよう、事前に十分な協議を行うとともに、実施時に確認を行い、必要な措置がとられていることを確認する。

(1) 事前調整

リスク評価(1)～(4)を踏まえ、実施概要についてセンターと協議

- ・個々の具体的な感染防止策について、センターとの役割分担の調整
- ・公演に関わる関係者を事前に把握するとともに、緊急連絡先を確認
- ・来場者の配席については、できるだけ指定席とするよう依頼
- ・仕込み・リハーサル・撤去において余裕のあるスケジュールの設定
- ・余裕を持った入退場・休憩時間の設定
- ・6に定めるホール定員（収容率）等の設定
- ・公演を中止または延期せざるを得ない事態となった場合の対応や費用負担等の確認

(2) 公演関係者に関する感染防止策

- ・出演者及び公演関係者は、ガイドラインに基づき、出演者間で一定の間隔を確保
- ・楽屋口にサーモグラフィを設置し、手指消毒を行う。公演時の出演者を除き、館内では原則マスクの常時着用
- ・楽屋、稽古場等において不特定多数が触れやすい場所の適時消毒、必要個所に消毒液を設置
- ・楽屋において密にならないよう利用人数を調整。常時換気を励行するとともに、

- 必要に応じて二酸化炭素モニターを活用
- ・ 舞台袖、舞台裏、楽屋等の狭いスペースでの待機時や、喫煙・洗面スペース、飲食周り等でのマスクを外しての利用に際し、定員制限や会話抑制等を徹底
 - ・ その他、練習・稽古や仕込み・撤去等の際には、密になりにくいスケジュール設定を行い、十分な感染防止措置を講じる。
 - ・ 公演に向けて、関係者の健康管理に努める。

(3) 来場者に関する感染防止策

- ・ 来場前の検温の要請
- ・ 入場時に検温を実施し、37.5 度以上又は平熱に比べて 1 度以上高い発熱がある方や体調不良の方は入館を控えていただく旨の十分な周知
- ・ 有症状者に対するチケットの払い戻し等の諸条件については事前に告知
- ・ 密集回避のため、時間差を設けての入退場や、一定の間隔の確保の呼びかけ
- ・ 入待ち・出待ち、面会等はできるだけ控えていただくよう周知
- ・ 配慮を要する来場者への対応を事前に検討
- ・ 交通機関の分散利用、公演前後の感染防止への注意喚起

(4) 会場内での感染防止策

ア 接触感染防止策

- ・ 会場内の不特定多数が触れやすい場所の適宜消毒
- ・ 会場出入口等に手指消毒液を設置
- ・ チケットもぎりは、手指消毒を行った係員が実施
- ・ チラシ・アンケート等は、据え置きとし来場者が自ら取得するか、手指消毒を行った係員が行う。
- ・ 公演後の面会や楽屋への立ち入りは、できるだけ控えていただくことを前提としながら公演毎に検討
- ・ 差し入れやプレゼント（楽屋への花等）は、手指消毒を行った係員が預かる。

イ 飛沫感染防止策

- ・ 感染リスクが高まるような演出（声援を求める等）を控え、若しくは十分な対策を講じる。
- ・ 来場者の誘導に際しては一定の距離を取るとともに、不織布マスクを着用
- ・ 大声を出す者には個別に注意
- ・ 各ホールホワイエ及び客席内ではマスク着用を基本とし、未着用者には購入を促すなどして着用を徹底する。
- ・ 余裕のある入退場時間・休憩時間の設定
- ・ 入退場時や休憩時の会話抑制や滞留抑制を周知
- ・ トイレや飲食カウンター等では一定の間隔を確保
- ・ アンコール曲は、密とならないよう複数個所に設置するほか、WEB での告知を活用
- ・ サイン会や対面販売の実施は、公演毎に検討。実施する場合は、場所や方法を調整の上、手指消毒及びマスクの正しい着用、列整理のほか、アクリル板の設置を検討。販売については、サンプル品の取扱いについても留意

(5) その他、物販等

- ・関係者は、不織布マスクの着用に加え、必要に応じて手指消毒を行う。
- ・車いすの貸し出しについては十分な消毒を行う。

6 ホール定員（収容率）等

(1) ホール

- ・客席はできるだけ指定席とするなどして、主催者が客席状況を管理調整できるようにする。
- ・国や県の対処方針等を前提とし、大声（※）での歓声・声援等がないことを前提としたクラシック音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、式典、地域行事等は、必要な感染防止対策を総合的に講じた上で、収容定員の100%以内の配席数とする。また、大声での歓声・声援等が想定される公演の収容率は50%以内とする。

※大声：観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること

- ・客席の最前列席は、舞台上の発声等を伴う出演者から水平距離で概ね2m程度確保する。困難な場合は、距離を置くことと同等の効果を有する措置を実施
- ・声楽・合唱などの公演については、練習・稽古時も含め、適切な対人距離を確保するなど、感染症アドバイザーの助言も受けて総合的な対策を講ずる。

(2) リハーサル室、スタジオ、楽団練習室、楽屋

- ・使用人数の抑制や利用時間をずらすなど、密になることを避ける。
- ・その他、本ガイドラインの3～5を準用する。

(3) その他（研修室、会議室、5F ラウンジ、楽屋食堂など）

本ガイドラインの3～5を準用する。

7 感染拡大の防止策

- ・センターは、クラスターが発生した場合には、所管の保健所に届出を行い、必要な情報を提供した上で、消毒その他の事後対応について必要な指示を受ける。
- ・公演主催者は、感染が発生した場合は速やかにセンターに連絡し、対応を協議する。
- ・感染者（同居者等を含む）の情報は、要配慮個人情報となるため、その取扱いに十分注意する。
- ・センターは、施設内で来場者等から体調不良を訴えられた際の対応として、救護室や不織布マスク等の備品を準備する。
- ・従事者や公演関係者の感染が発生した場合の自宅待機の基準、連絡体制、業務継続の協議、外部公表等の対応について別に定める。

【参考：当ガイドラインについての経緯】

センターでは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い令和2年4月7日に発せられた「緊急事態宣言」が5月21日に宣言が解除されたことを受け、国・県の対処方針等に基づいて暫定的な感染拡大予防対策ガイドラインを6月に策定し、営業再開後、感染防止対策を実施してきた。

オーケストラや声楽を伴う公演再開にあたって、感染症の専門家をアドバイザーに委嘱するとともに、建築・空調の設計者、声楽等の専門家の立会い、ディスカッションを行いながら、センター管弦楽団によるデモ演奏、ホール構造・換気性能を踏まえた気流実験等の様々なテストを重ねた。

令和2年9月には、政府の催物開催制限等変更の方針を受け、センター内にワーキングチームを設置、科学的知見、(公社)全国公立文化施設協会やクラシック音楽公演運営推進協議会等の様々なガイドラインを参照し、公演関係者等の意見、アドバイザーの助言も得て、対策全般を見直し取りまとめた。

今後も、国や県の対処方針や業界ガイドラインの改訂、感染症アドバイザーからの助言、さらに実際に生じた事案への対応などから得た教訓などを基に、随時改訂を行う。